

## ■今後において指定等をすすめる地区等の基本方針

### ●景観形成促進地区

- ・盛岡固有の自然、歴史、佇まいを色濃く残す地域の景観を維持向上させるために、よりきめ細かい景観誘導が必要であり、地域に暮らす方々の合意形成を図りながら、景観形成を推進する地区の指定を順次進めていきます。

### ●景観重要建造物

- ・優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在として市民に親しまれ、盛岡固有の自然、歴史、文化、暮らしなどの背景を物語る建造物を指定していきます。

### ●景観重要樹木

- ・樹容に優れ、地域のシンボル的な存在で、地域の景観形成上重要な位置にあるもので市民に親しまれ、公共の場所から容易に見ることができるものを指定していきます。

## ■個別の要素による景観形成の基本方針

### ●景観重要公共施設

- ・景観形成上重要な地域にある主要な道路、河川、公園については、各公共施設の管理者と協議の上、同意を得た場合、又は要請を受けた場合、本市の景観形成を先導する公共施設として景観重要公共施設に位置付け、整備を進めます。

### ●屋外広告物

- ・屋外広告物の設置については、位置、高さ、表示面積、色彩、点滅する光源等の基準を設け、周辺景観と調和する適切な設置への誘導を図ります。

### ●景観資産

- ・地域のシンボル的な存在で、地域の景観形成上重要な位置にあるもので市民に親しまれ、公共の場所から容易に見ることができる景観資産の周囲で建築行為等を行う場合は、景観資産との調和が図られるよう位置や形態意匠に配慮するよう誘導します。

